

第 1 4 3 号議案

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 1 7 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- （ 3 ） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 3 9 第 1 項に規定する地域包括支援センターにおいて行う事業を実施する者の候補者の選定に関すること。

付 則

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前においても、この条例による改正後の足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例第 3 条第 3 号の規定に基づく選定審査を行うことができる。

（提案理由）

地域包括支援センターにおける事業者の選定審査を公正に行う必要があるため、この条例案を提出いたします。